

長崎県消費者被害防止ネットワーク情報

警戒情報

配信日 平成23年3月28日

★ 長崎県消費生活センターからの情報です。

震災に便乗した温泉付き老人ホーム利用権の 勧誘に注意！

震災の被災者を支援したいという気持ちにつけ込んだ、便乗商法と疑われる相談がありました。

(相談内容)

数日前、温泉付有料老人ホーム利用権の購入申込書が送られてくるからと電話があった。その後別の会社から電話があり、その利用権は数が少なく、1口20万円で購入したら我が社が42万円で買い取りたい。震災でお風呂にもはいれない被災者に入浴してもらうためだということだった。

消費生活センターからのアドバイス

1. 利用権の売り手、買い手が登場する劇場型の投資トラブルのようですが、巧みに「被災者を支援する」ともちかけています。
2. 今後、震災に便乗した悪質商法が広がる可能性があります。また、義援金名目の詐欺にも注意が必要です。
3. 被災者を支援したいと思っても、その場ですぐ契約して、お金を払ってはいけません。
4. 被害に遭いそうになったときも情報を提供して下さい。



★おかしいと思ったら一人で悩まず早めに相談を
長崎県消費生活センター 095-824-0999
[相談受付時間]平日(月曜日～金曜日)…午前9時～午後5時
(12時～13時を除く)

相談：市町の相談窓口や最寄りの警察署

長崎市消費生活センター

(095-829-1234)

佐世保市消費生活センター

(0956-22-2591)

諫早市消費生活センター

(0957-22-3113)

大村市消費生活センター

(0957-52-9999)

五島市消費生活センター

(0959-72-6144)

雲仙市消費生活センター

(0957-38-7830)

島原市消費生活センター

(0957-62-9100)

他各市町相談窓口